

輸入加糖調製品の機構売買手続に関する説明会 Q&A

| No. | 質問 | 回答 |
|---------------------------|--------------------------------------|--|
| ★ログインID・パスワードについて | | |
| 1 | パスワードの発行はどのように行うのですか。 | 操作マニュアルの売買手続届出編のP15、16のとおり、売買用Webサイトのトップページ（ログインページ）から「ID通知書を受領された方はこちら」をクリックし、仮パスワード発行画面で、通知されたログインIDと売買手続届出書の担当者1のメールアドレス（注）を入力の上、「仮パスワード発行」をクリックしてください。（自動的に仮パスワード発行完了画面に切り替わります。） 機構から担当者1のメールアドレスに仮パスワードが記載されたメールが届きますので、仮パスワード発行完了画面に、ログインIDと仮パスワードを入力して、次の画面で本パスワードを設定してください。 （注）売買手続届出書の3「売買用WebサイトのログインID利用部署名等及び承諾書の送付先」の部署の「売渡等申込者用ログインID」又は「売買事務手続代行者用ログインID」欄の「担当者情報」の先頭の担当者氏名欄に記載されている者のメールアドレス。 |
| 2 | パスワードは何文字ですか。 | 10文字以上です。使用できるのは、半角の英数字及び記号（!や?など）です。 |
| 3 | 担当者（自社及び通関業者）の変更や、通関業者を追加することはできますか。 | 可能です。操作マニュアルの売買手続届出編のP17、18のとおり、売買用Webサイトのマイページトップ「管理機能」内の「売買申込者情報」から変更できます。変更の方法は操作マニュアルの売買手続届出編のP5～7を参考に行ってください。変更後に売買手続届出書を出力すると、変更箇所に「*」が記載されますので、ご確認ください。 |
| 4 | 通関業者はなぜ、直接、担当者情報等を変更できないのですか。 | 売買の主体は売渡申込者（輸入者）であり、通関業者の方は、あくまでも事務代行者です。通関業者が売渡申込者の許可なしに担当者情報等を変更したとしても、それが売渡申込者の委任の下で行われたものなのかを機構では把握できないため、売渡申込者の責任の下、売渡申込者のみに変更機能进行操作できるようにしているところです。 |
| 5 | ログインIDを紛失してしまいました。 | 再送しますので、機構までご連絡ください。 |
| 6 | パスワードを紛失してしまいました。 | セキュリティの関係上、機構では把握しておりませんので、売買用Webサイトのトップページ（ログインページ）の「パスワードを忘れた方はこちら」をクリックして、操作マニュアルの売買手続届出編のP20のとおり、再設定してください。 |
| ★含糖率登録・証拠書類の送付について | | |
| 7 | 商品別の含糖率の登録は、いつ行えばよいですか。 | ログインID取得後、いつでも行うことが可能です。具体的には、売買用Webサイトから含糖率を登録し、併せてその商品の成分表や配合率表等の証拠書類を機構に提出（メール又はFAX）していただきます。機構がその内容を承認した後、売買用Webサイトの含糖率一覧の画面上で「有効」と表示されていれば売買申込みで利用できるようになります。未登録の商品がありましたら、速やかに登録してください。 |
| 8 | 含糖率はどのように登録すればよいですか。（追加で登録をしたいのですが）。 | 操作マニュアルの輸入加糖調製品売買編（以下、「売買編」という。）のP17～20のとおり、売買用Webサイトのログイン後（パスワード取得後）にマイページトップ「売買機能」内の「含糖率管理」より登録してください。 |
| 9 | 通関業者が含糖率を登録することはできますか。 | 可能です。売買用Webサイトのマイページトップ「売買機能」内の「含糖率管理」より登録してください。 |
| 10 | 含糖率はブレ幅があるため、配合率をもとに登録することはできますか。 | 可能です。 |

| No. | 質 問 | 回 答 |
|----------------|---|--|
| 11 | 含糖率を登録する際の商品名は何をもとに登録すればよいですか。 | インボイスやパッキングリストに記載されている商品名又は商品番号を登録してください。 |
| 12 | 含糖率を登録する際の商品コードはどのようなものを入力すればよいですか。 | 売買申込みの添付書面（インボイスやパッキングリスト）で突合できる商品コードを入力してください。 |
| 13 | 含糖率を登録する際の証明日とは何ですか。 | 証明日は、メーカーが商品の成分を証明した日を入力してください。加糖調製品の多くは半製品であるため、証明ができない場合は、空欄で登録してください。 |
| 14 | 同じ商品を複数の国で生産しているのですが、登録はどのようにすればよいですか。 | 原産地（及びブレンダー）を変えて、それぞれ登録してください。 |
| 15 | 一部の商品は、OEMで実際は別のブレンダーが製造しているのですが、登録はどのようにすればよいですか。 | 委託先のブレンダーで登録してください。ブレンダーのOEM先は登録する必要はありません。 |
| 16 | 例えば、チョコレートシロップなどの商品において含糖率の値に幅があり、同一でない場合、どの値を登録すればよいですか。 | 含糖率は最大値で登録してください。砂糖以外のものは、含糖率を足して全体の割合が100%となるような値で登録してください。 |
| 17 | 成分表等登録内容がわかる書類（いわゆる含糖率を証する書面）とは何を送付すればよいですか。 | ブレンダーに依頼している商品の配合率等のオーダー表です。（加糖調製品に含まれる固形分として砂糖の量がわかるもの）。 |
| 18 | 含糖率を証する書面は、アップロードできますか。 | できません。メール又はFAXにて機構まで送付してください。 |
| 19 | 商品の情報を誤って登録してしまいました。 | 当該商品をご連絡いただければ、登録者と機構で双方確認の上、機構で削除、修正等対応いたします。 |
| 20 | 含糖率の登録を行い、進捗が「有効」の表示に変わることによってどうなりますか。 | 売買用Webサイトから含糖率を登録していただき、機構が内容を証拠書類で確認した後、承認いたします。承認が完了したときに進捗が「申請中」から「有効」に変わります。有効になっていないと、売買の際に使用できません。 |
| ★担保について | | |
| 21 | 担保はどのように登録すればよいですか。 | 操作マニュアルの担保編を参考に行ってください。なお、金銭特定担保（金融機関振込）の場合は、操作マニュアルの売買編のP8のとおり、売買の画面での登録となりますので、ご注意ください。 |
| 22 | 通関業者が担保を登録することはできますか。 | できません。（理由は、「★ログイン・IDパスワードについて」の問4の答えと同様。） |
| 23 | 部署ごとに担保を使い分けたいのですが、どのようにすればよいですか。 | 部署ごとに必要な担保を別々に登録してください。 |
| 24 | 部署ごとに担保を登録したのですが、通関業者に特定部署のものを選択させるにはどのようにすればよいですか。 | 担保番号（ユニーク番号）を伝えてください。ミスがないように連絡を密にしてください。 |

| No. | 質問 | 回答 |
|-------------------|---|---|
| 25 | 根担保の場合、担保の額は、どの程度が妥当ですか。 | 売買申込みの頻度と調整金納付の時期を考慮し、根担保の提供額（保証額）を設定してください。 また、1件の売買における調整金額は、譲許税率から暫定税率を差引いた率にC I Fを乗じた額が上限となります。売買件数やC I Fにより金額が変わってきますので、機構から額を指定することは困難であることから、第1回説明会で配布したHSコードごとの譲許税率と暫定税率が掲載された資料3をもとに、妥当な金額を算定してください。なお、第1回説明会の資料等については、機構のホームページに掲載しています。 |
| 26 | 担保が一時的に不足した場合は、どのようにすればよいですか。 | ①担保を追加（他の部署分を使用することも可能です。）して頂くか、②納付待ちの売買差額を速やかに納付すれば担保は回復いたしますので、状況に応じて対応してください。 |
| 27 | 担保提供書は、送付する必要がありますか。 | 必要です。書面に押印のうえ、機構に送付してください。 ただし、金銭特定担保の場合には、担保提供書の提出は省略できます。 |
| 28 | 担保の残高はどこで確認できますか。 | 売渡申込者は、売買用Webサイトのマイページトップ「管理機能」内の「担保」から確認が可能です。また、売買申込の際にも担保情報欄に引当可能額が表示されますので、通関業者も確認可能です。 |
| 29 | 担保の情報を誤って入力してしまいました。 | 当該担保をご連絡いただければ、売渡申込者と機構で双方確認の上、機構で削除、修正等対応いたします。 |
| 30 | 根担保の場合、調整金を納付した後、担保が回復するまでどのくらい時間がかかりますか。 | 機構の調整金口座への入金確認に時間を要するため、担保額の回復のタイミングは概ね半日後となります。 |
| ★トライアルについて | | |
| 31 | トライアルでは、担保として金銭、保証書、法令保証証券、国債等及び、担保提供書を送付する必要がありますか。 | 必要ありません。トライアルでは担保の登録のみを行ってください。実際に担保（現物）を提供、送付する必要はありません。 なお、登録する担保の種類は、実際の売買で利用する予定の担保を選択してください。 |
| 32 | トライアルでは、売買申込みの際に添付書類（輸入申告書類）をアップロードする必要がありますか。 | 必要です。実際の売買と同じように、アップロードしてください。 添付書類は輸入申告入力控、貨物情報照会、インボイス等の写しです。 |
| 33 | 売渡申込者と通関業者の両方がトライアルを行う場合、同じ輸入申告番号を使用して申込みを行うことはできますか。 | 可能ですが、同じ輸入申告番号を使用するとシステム上でエラー表示が出る可能性があります。どちらかが申告番号の一部を変える等、同じ輸入申告番号での申込みにならないようお願い致します。 |
| ★売買申込について | | |
| 34 | 売買申込書は、何をもとに作成すればよいですか。 | 輸入申告入力控をもとにデータを入力してください。 |
| 35 | 売買申込みから承諾書の発行まで、どのくらい時間がかかりますか。 | 機構において売買申込書や担保額等の確認を行うことから、売買申込みから承諾書の発行まで概ね1日かかります。また、金銭特定担保を提供する場合には、①売買申込書や担保額等の確認、②機構から担保額確定のお知らせの後に振込、③機構で入金を確認後承諾書を発行することから、売買申込みから承諾書の発行までに概ね2日かかります。なお、やむを得ない事情により、急ぎの申告がある場合には、個別にご相談ください。 |

| No. | 質 問 | 回 答 |
|-----|---|--|
| 36 | 貨物を保税地域へ搬入する前に売買申込みを行うことはできますか。 | できません。保税地域搬入前においては、売買数量（＝輸入申告数量）が確定していないおそれがあることから、担保額が確定しないため、保税地域搬入後（売買数量が確定した後）に売買申込みを行っていただくようお願いします。 |
| 37 | 例えば、C&Fがドル建てであった場合、売買申込みの際のC I Fの入力は、いつの為替レートを適用して円換算すればよいですか。 | 輸入申告予定日に適用される、税関が公表する外国為替相場（課税価格の換算に用いる週レート）で円換算したC I Fを入力してください。 |
| 38 | 例えば、C&Fがドル建てであった場合、承諾書の発行後、やむを得ず輸入申告日が翌週にずれってしまったときは、どのようにすればよいですか。 | 為替レートの変動によりC I F価格（課税標準額）が変更となり、①調整金が当初の承諾した額を上回る場合は、税関で通関保留となり、契約変更（担保の追加提供した後、承諾書を再発行）の手続きが必要となります。一方、②調整金が当初の承諾した額を下回る場合は、税関で輸入許可はされますが、差額（又は担保）を機構から返還する手続きが必要となります。いずれにしても輸入申告日が翌週に変更になる場合は、速やかに機構にご連絡ください。 |
| 39 | 機構売買手続を自社（売渡申込者）と通関業者が同時に行うことはできますか。 | 別々の申告であれば可能です。 |
| 40 | 数量通知者や契約解除条件売買（要件・指定工場）とは何ですか。 | 輸入加糖調製品売買では使用しませんので、入力しないでください。 |
| 41 | 蔵置場所はあらかじめ登録が必要ですか。 | 必要ありません。売買の都度、輸入申告入力控に記載の保税地域コードを入力してください。 |
| 42 | HSコードが同じで、複数の商品がある場合は、どのようにすればよいですか。 | 操作マニュアル売買編のP7のとおり、あらかじめ登録した商品ごとの数量を入力してください。なお、事前に商品を登録する必要がありますので、未登録の商品がありましたら、速やかに登録してください。 |
| 43 | 売買申込み後に、誤った入力に気づいたのですが、どのようにすればよいですか。 | 当該申込み内容をご連絡いただければ、申込者と機構で双方確認の上、機構で修正いたします。 |
| 44 | 売買申込み後に、取消しすることはできますか。 | 当該申込み内容をご連絡いただければ、申込者と機構で双方確認の上、機構で削除いたします。 |
| 45 | 売買申込書の添付書類にはどのようなものが必要ですか。 | 輸入申告入力控、貨物情報照会、インボイス、食品等輸入届出控等が必要です。分からない場合は、通関書類一式をアップロードしていただければ、一度、機構で判別しますので、2度目からは、判別したものをアップロードしてください。 |
| 46 | 添付書類のアップロードは、提出書類の種類ごとに分けて行うのですか。 | 一括でのアップロードが可能です。 |
| 47 | 添付書類をアップロードし忘れてしまいました。その場合は、どのようにすればよいですか。 | 申込み後も随時、添付書類のアップロードが可能です。操作マニュアルの売買編のP8のとおり、売買用Webサイトのマイページトップ「売買機能」内の「売買一覧」から該当する売買を選択し、「6.添付書類のアップロード」からアップロードしてください。 |
| 48 | 売買承諾完了メールが届きましたが、その後、どのようにすればよいですか。 | 操作マニュアルの売買編P11のとおり、売買用Webサイトのマイページトップ「売買機能」内の「売買一覧」から状況「承諾（輸入許可待ち）」となっている該当する売買を選択し、承諾書をダウンロードしてください。なお、承諾書を発行したことをお知らせする当該メールについては、売渡申込者、通関業者両方に送付されます。 |

| No. | 質 問 | 回 答 |
|-----|---|---|
| 49 | 輸入許可された後はどのようにすればよいですか。 | 操作マニュアルの売買編P12のとおり、売買用Webサイトのマイページトップ「売買機能」内の「売買一覧」から状況「承諾（輸入許可待ち）」となっている該当する売買を選択してください。「2.輸入申告の概要」の「輸入許可日」を入力し、「6.添付書類のアップロード」から輸入許可書をアップロードし、「機構へ輸入許可日送信」ボタンを押してください。 |
| 50 | 輸入許可日の登録・輸入許可書のアップロード後、納付通知書が発行された旨のメールが届きました。その後、どのようにすればよいですか。 | 操作マニュアルの売買編P13のとおり、売買用Webサイトのマイページトップ「売買機能」内の「売買一覧」から状況「納付通知」となっている該当する売買を選択してください。納付通知書（電子署名済）がダウンロード可能ですので、内容を確認の上、調整金の納付を行ってください。一括納付を利用している場合は、納付通知書には合計金額が表示されます。該当する売買すべてで同じ納付通知書が出力されますので、ご注意ください。なお、納付通知書が発行したことをお知らせする当該メールについては、売渡申込者のみに送付されます。 |
| 51 | 一括納付の納付通知書もダウンロードできますか。その際、輸入許可等の最終日は当月末となるのですか。 | 可能です。当月末までに輸入許可されたものが、翌月（原則10日）一括納付の対象となります。 |
| 52 | 輸入許可日の登録・輸入許可書のアップロード後、領収済通知書が発行された旨のメールが届きました。その後、どのようにすればよいですか。 | 操作マニュアルの売買編P15のとおり、売買用Webサイトのマイページトップ「売買機能」内の「売買一覧」から状況「納付済」となっている該当する売買を選択し、領収済通知書（電子署名済）をダウンロードしてください。なお、領収済通知書が発行したことをお知らせする当該メールについては、売渡申込者のみに送付されます。 |
| 53 | 調整金の額は、関税額と同様に100円未満切捨てですか。 | いいえ、調整金の額は1円未満切捨てとなります。 |